

多賀城市告示第45号

多賀城市運送事業者等支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月21日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市運送事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格等の高騰で経営に大きな影響が生じている市内運送事業者等に対し、その事業継続を支援し、市民生活への影響を回避するため、多賀城市運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 運送事業等 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。

イ 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

エ 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。

(2) 運送事業者等 市内で運送事業等を営む法人又は個人事業主をいう。

(3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないものをいう。

(4) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている
中小企業

(支給対象者)

第3条 この支援金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有している運送事業者等であって、交付申請後も市内で運送事業等を継続する意思があること
- (2) 納税義務のある市税を滞納していないこと
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団(多賀城市暴力団排除条例(平成24年多賀城市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないこと

(支給対象車両)

第4条 支援金の支給対象とする車両は、次の各号のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 対象者が運送事業等の用に供するために所有又はリース契約に基づき借用している車両(被けん引車を除く。)であること。
- (2) 自動車検査証において、使用の本拠の位置が市内であること。
- (3) 事業用自動車として宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所に届出がされており、令和7年4月1日時点で保有され、かつ、交付申請時点で廃車等により登録抹消されていない車両であること(自動車運転代行業の随伴用自動車として使用される車両については、自家用自動車として登録されている車両も含む。)。ただし、同日時点で保有していた車両を廃車し、その代替車両として取得した車両については、交付対象とみなし、新旧車両合わせて交付対象車両1台とする。
- (4) 市の委託事業の用に限り使用する車両ではないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金は、車両1台につき2万円を交付するものとし、1事業者につき1回限りの交付とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付の申請をしようとする対象者(以下「申請者」という。)は、多賀城市運送事業者等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、令和7年7月31日までに提出しなければならない。

- (1) 申請車両一覧表(様式第2号)
- (2) 申請する車両の自動車検査証の写し
- (3) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 支援金受取口座の通帳の写し
- (5) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本人確認書類の写し
- (6) 自動車運転代行業の場合は標識の写し

(7) 提出書類確認票（様式第3号）

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、当該申請の内容が適正であるかどうか等を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、多賀城市運送事業者等支援金交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第8条 規則第11条の規定による実績報告については、第6条に規定する多賀城市運送事業者等支援金交付申請書兼請求書をもってこれに代えるものとする。

2 規則第12条の規定による通知は、前条に規定する多賀城市運送事業者等支援金交付決定通知書をもってこれに代えるものとする。

（支援金の経理等）

第9条 交付決定を受けた申請者は、支援金に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるときは、当該決定を取り消し、及び当該取消しに係る部分に関し既に支援金の交付がされているときは、その返還を求めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。